

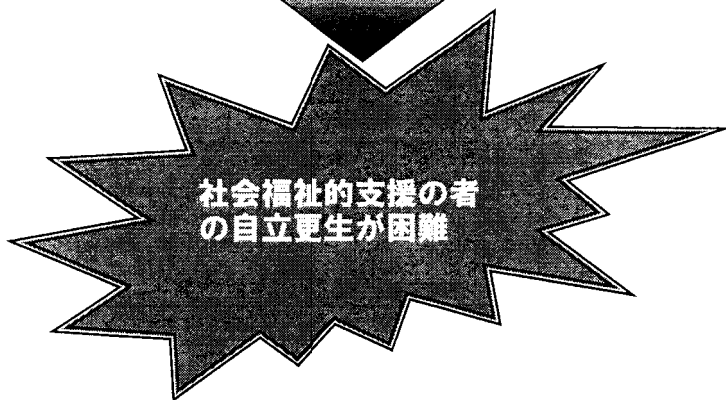
社会福祉と矯正・更生保護の連携について

これまでの連携の状況

- 互いの制度や実態についての相互理解が十分進んでいない。
- 社会福祉的支援により更生が進む者が少なくないという事実について良く知られていない。
- 社会福祉の実施責任は地方公共団体であるため、適当な住居がない刑務所出所者等が速やかな支援を受けることが困難になる場合もある。

など

関係者による個別的な努力による対応のみ



近年の動き

○罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(厚生労働科学研究 平成18年度～)

社会福祉関係者を中心として、矯正・更生保護関係者も加わり、調査や実践を通じて、罪を犯した障害者の自立に向けた連携の方法や課題について研究しているもの。

○刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成18年5月24日施行)

監獄法が約100年ぶりに改正され、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰を図るための処遇の充実や受刑者の権利義務及び職員の権限の明確化等について新たに規定された。(なお、本法律の一部が改正され、本年6月までに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律として施行予定)

○刑務所出所者等総合的就労支援対策(平成18年度～)

刑務所出所者等が就労できるかどうかで大幅に再犯率が違ってくることから、法務省と厚生労働省が連携して、トライアル雇用、職場体験講習、セミナー、身元保証システム、職業相談等を実施し、就労を確保しようとする施策。

今後のお願い

○まずは、相互理解から

法務サイド(矯正施設・保護観察所)から各都道府県の所管課等に対し、相互の制度や実態に関する情報交換の機会を設けることなどにつき、随時相談させていただく場合がありますので、御理解、御協力をいただくようお願いいたします。

※矯正施設・・・刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指し、犯罪や非行を行った者を収容し処遇する施設
 ※更生保護・・・保護観察や仮釈放を始めとする犯罪や非行をした人の立ち直りを地域の中で助けることを中心とする活動。国とボランティアが協力して取り組んでいる。